

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との
関係を定める告示

改正	平成 十七年十一月 三十日	文部科学省告示第 百六十二号
	平成 二十四年 九月 十四日	文部科学省告示第 百四十四号
	平成 二十五年 六月二十八日	原子力規制委員会告示第 十号
	平成 二十七年 四月 一日	原子力規制委員会告示第 二号
	令和 元年 六月 十七日	原子力規制委員会告示第 二号

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第六十三条
第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号
の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用
等原子炉（船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速

材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十三条第二号に規定する使用施設等であつて、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。

- 一 公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター
- 二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
- 三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
- 四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
- 五 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
- 六 東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所

第二条 令第六十三條第一項の表第六号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、法第二十三條第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設（特定試験研究用等原子炉に係るものに限る。）又は法第五十二

条第二項第七号に規定する使用施設であつて、前条各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。

附 則（平成十七年十一月三十日文部科学省告示第百六十二号）

この告示は、平成十七年十二月一日から施行する。